

第 8 次総量削減計画（案）及び総量規制基準（案）に対する意見募集結果について

- 1 意見募集期間 平成 28 年 11 月 30 日（水）～平成 28 年 12 月 21 日（水）
- 2 告知方法 プレス発表、東京都環境局ホームページへの掲載、
及び水環境課窓口における紙資料配布
- 3 意見提出方法 郵送、ファックス又は電子メールによる
- 4 応募件数 2 件
- 5 御意見の概要と都の見解

No.	御意見の概要	都の見解
1	<p>計画（案）4 ページ イ(ア) 浄化槽の整備等</p> <p>○「浄化槽の適正な設置、保守点検、清掃及び定期点検の徹底を図る。」と記載されている。</p> <p>○計画案のとおり「徹底を図る」のであれば、定期点検にかかる諸費用、市町村への補助金額の見直しがなされていない状況で、計画案にあるように「徹底を図る」ことは実現できるのか。</p> <p>○このため、以下のとおり、修正、又は「徹底」という用語の解説をすべき</p> <p>現行案：徹底を図る 修正案：図る</p>	<p>○浄化槽の保守点検や清掃、法定検査などの維持管理は、浄化槽の管理者が行わなければならない浄化槽法に規定する義務であり、補助金の有無や大小にかかわらず、浄化槽管理者が同法に基づき、浄化槽の適正な維持管理等を徹底して行うことを示したものです。</p>
2	<p>使用する用語に関するもの</p>	
	<p>計画（案）5 ページ (2) 産業排水対策 「イ 総量規制基準の適用されない事業場等に対する対策」 助詞を、次のとおり、修正すべき。 「イ 総量規制基準が適用されない事業場等に対する対策」</p>	<p>○御指摘のとおり修正します。</p>
	<p>計画（案）5 ページ (2) 産業排水対策 「イ 総量規制基準の適用されない事業場等に対する対策」の項 “するとともに”、“を考慮し”、“啓発等を行い”、“努める”を連結させた作文でわかりにくい。</p>	<p>○御指摘の段落は、前半に法令に基づく規制を示し、後半に法令以外の取組を示した2つの内容を含んでいるため、2つの文章に分けます。</p>
	<p>計画（案）5 ページ (2) 産業排水対策 用語の違いがわかりにくい。 “削減を図る”、“削減に努める”、“低減を図る”など</p>	<p>○用語の使用については、水質総量削減制度に係る中央環境審議会答申等における用語の使い方を基に、整理します。</p>

